



『第4回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

9割の団体で財務書類の作成は進むが活用には課題

～固定資産台帳は整備されておらず、整備完了時期は約半数が未定～

公益財団法人 日本生産性本部

日本生産性本部（理事長：谷口恒明）・自治体マネジメントセンターは、この度「第4回地方自治体の新公会計制度の導入状況及び財政状況に関するアンケート調査」結果を発表した。

この調査は、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）に基づく地方自治体の企業会計的な財務諸表の作成について、全国的な取り組み状況を明らかにすること及び地方自治体の財政状況に対する実感を調査するために、全国の都道府県、市区町を対象に平成22年8月～9月に実施したものである。

調査結果のポイントは以下のとおり。

1. 固定資産台帳の整備は進んでおらず、資産の把握が正確にできていない団体が多い。さらに、約半数の団体では整備完了時期が未定となっている。しかし、財務書類作成の目的は「資産・債務管理の推進」とする団体が約3割となっている。（P3）

新公会計制度でも資産・負債管理が主な目的として挙げられており、29.6%の団体が重要な目的として「資産・債務管理をより推進するため」としている。しかし、固定資産台帳整備の完了時期について「未定」である団体が55.6%と最も多くなっている。

2. 財務書類作成の目的は「わかりやすい情報開示」とする団体が約5割と最も多い。しかし、公表資料は「財務4表のみ」が最も多く、引続き工夫が必要である。（P6）

財務書類の最も重要な目的について、「財務情報をわかりやすく開示するため」とする団体が48.2%と約半数を占めており最も多くなっている。公表資料については「財務4表のみ」が35.9%で最も多くなっている。公会計の財務書類は、企業会計とは構成や項目等が全く異なり、聞き慣れない用語も多くあるため、公会計の知識がなくても内容を理解しやすい「わかりやすい情報開示」を工夫する必要がある。

3. 全体の約9割の団体で財務書類を作成している。しかし、作成方法は統一されておらず比較ができないため、活用には課題がある。（P8）

財務書類を作成している団体は全体の87.7%となっており、ほとんどの団体が財務書類を作成している。しかし、その作成方法は統一されておらず、総務省が示しているものだけでも3種あり、他団体と財務書類を比較することができない。また、ほとんどの団体が採用している総務省方式改訂モデルにおいても、一つのデータについていくつかの代替案があるため比較することができない。

【本件に関するお問合せ先】

公益財団法人日本生産性本部 自治体マネジメントセンター 山崎・佐藤 亨

TEL: 03-3409-1118 FAX: 03-5485-7750 Mail: public@jpc-net.jp

HP: <http://consul.jpc-net.jp/jichitai/index.html>

【調査概要】

1. 調査対象：全国の都道府県、政令指定都市、市区及び町の各団体
2. 調査票：郵送にて配布・回収
3. 調査票配布期間：平成 22 年 8 月～9 月
4. 調査票の回収状況

	都道府県	政令市	市区	町	計
総数	47	19	790	757	1613
回答数	33	12	603	301	949
回収率	70.2%	63.2%	76.3%	39.8%	58.8%

回収率の分母は平成 21 年 9 月 1 日現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数
村においては財務諸表を作成する団体が特に少ないため、対象外としている

【財務諸表の作成方式について】

「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・ 総務省方式：総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成 12 年及び平成 13 年 3 月）で提示された財務諸表の作成方式を指す。総務省方式では決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書（財務諸表）を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。
- ・ 基準モデル・総務省方式改訂モデル：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。総務省によれば、平成 22 年 3 月 31 日現在、新地方公会計モデルにより財務書類を作成しているのは都道府県 83.0%、市区町村 53.6%となっている。

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法	現存する固定資産を全てリストアップし、公正価値により評価	売却可能資産：時価評価 売却可能資産以外：過去の建設事業費の積み上げにより算定
固定資産の範囲	全ての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備	段階的整備
財務書類の作成・開示時期	出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

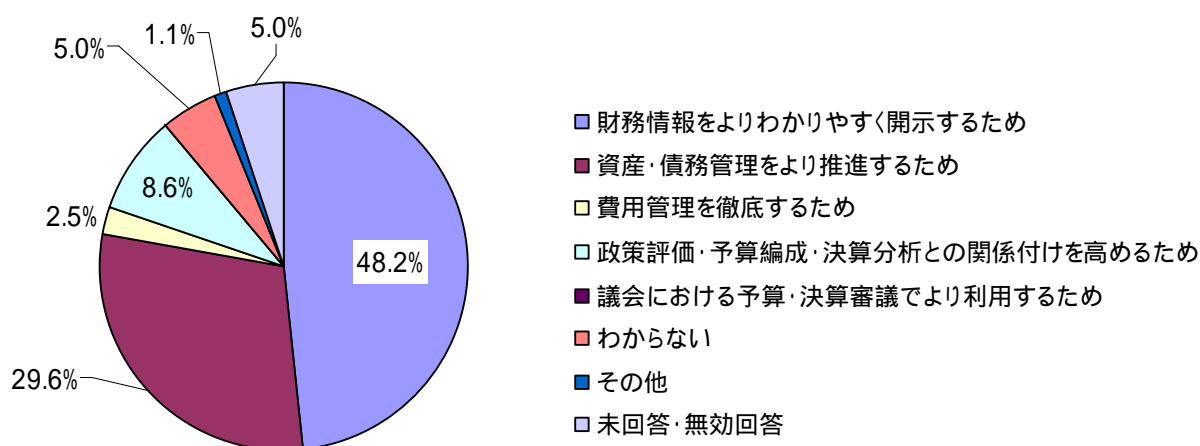
詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

当本部の取組み：国に先行し、平成 9 年 7 月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ 200 団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成 16 年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行っている。

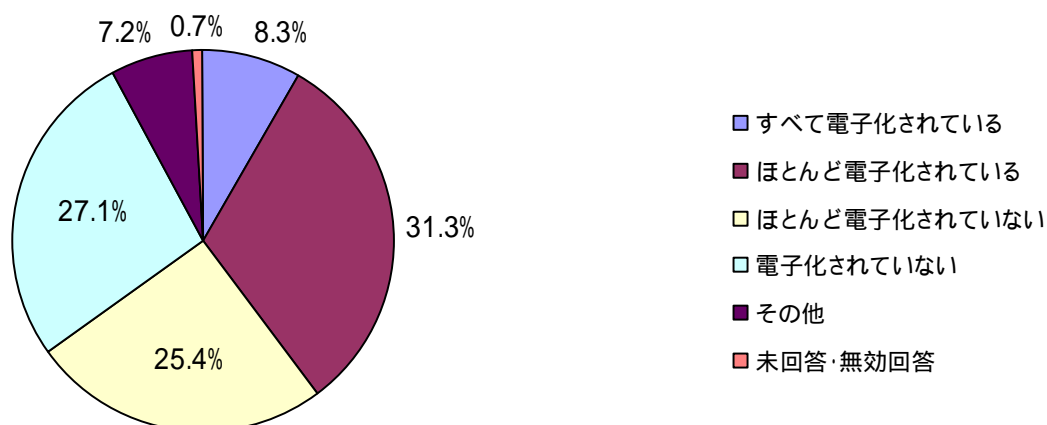
.固定資産台帳の整備は進んでおらず、資産の把握が正確にできていない団体が多い。さらに、約半数の団体では整備完了時期が未定となっている。しかし、財務書類作成の目的は「資産・債務管理の推進」とする団体が約3割となっている。

財務書類の最も重要な目的は「資産・債務管理をより推進するため」とする団体が29.6%で「わかりやすい情報開示」に次いで多くなっている。新公会計制度でも資産・負債管理が主な目的として挙げられている。資産・負債管理には有形固定資産額を把握することが必要となる。しかし、固定資産台帳に記録されている情報について、「ほとんど電子化されていない」25.4%、「電子化されていない」27.1%で半数以上が電子化されていない状況となっている。

図表 - 1 . 財務書類の最も重要な目的について

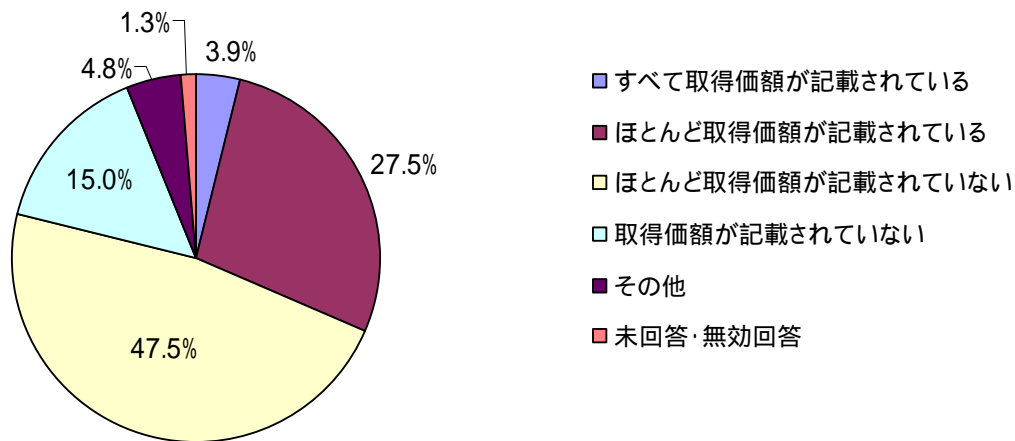


図表 - 2 . 固定資産台帳に記録されている情報について



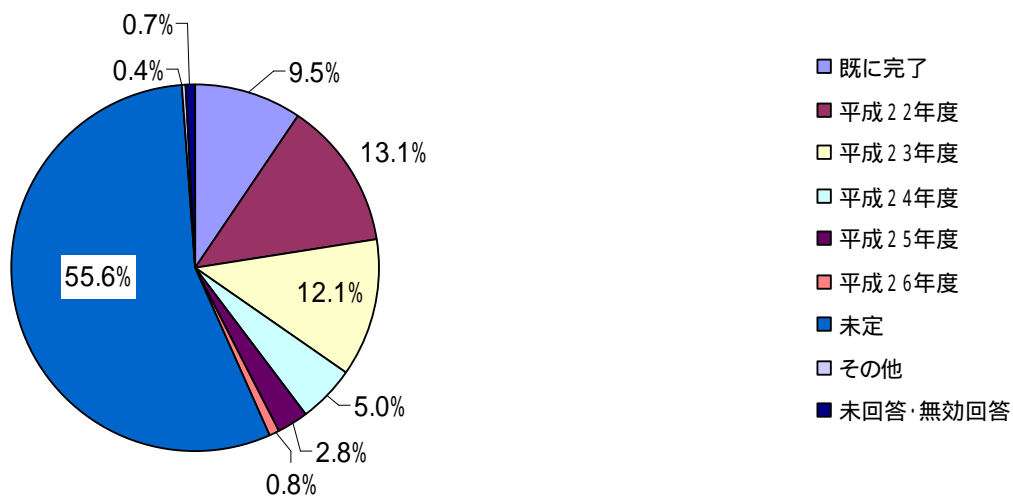
また、記載内容について「ほとんど取得価額が記載されていない」47.5%、「取得価額が記載されていない」15.0%となっており、「すべて取得価額が記載されている」3.9%、「ほとんど取得価額が記載されている」27.5%を大きく上回っている。

図表 - 3 . 固定資産台帳に記録されている情報について



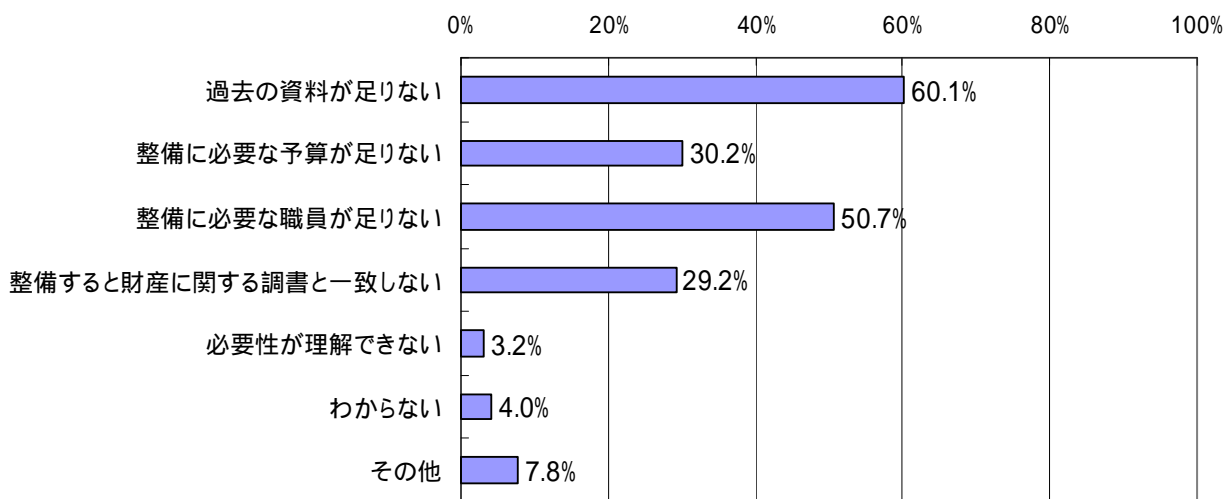
総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)によると、原則、固定資産台帳に基づいて有形固定資産を評価することとなっている。そのため固定資産台帳の整備が必須となってくるが、固定資産台帳整備の完了時期については「未定」である団体が55.6%と半数を上回っている。

図表 - 4 . 固定資産台帳の整備完了時期について



固定資産台帳の整備時期が未定とする理由は、「過去の資料が足りない」が最も多く60.1%、「整備に必要な職員が足りない」50.7%、「整備に必要な予算が足りない」30.2%、「整備すると財産に関する調書と一致しない」29.2%となっている。先述の通り、半数以上の団体で取得価額が記載されていないなど、過去資料の不足が大きな課題となっている。また、自治体の所有する固定資産は膨大であり、その整備には多大な労力を要することが予想されるため、整備にあたる職員が足りないことも課題となっていることがわかる。

図表 - 5 . 固定資産台帳に記録されている情報について



約3割の団体が、財務書類の目的は「資産・債務管理の推進」であると考えており、新公会計制度の目的としても資産・負債管理が挙げられているが、そのために必要な固定資産台帳の整備については時期が未定である団体が約半数を占めている。

資産を正確に把握することで、売却可能な資産があった場合は売却をして負債の圧縮をすることや中長期的な投資計画の策定に役立てることなどに活用することができる。正確な資産把握をして、財政状況の改善に役立てるためにも、固定資産台帳の整備は必要である。

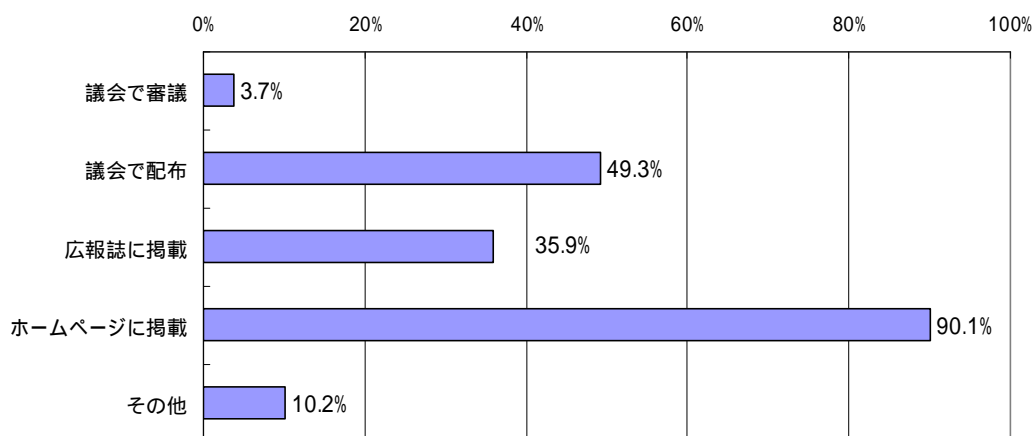
- ・財務書類作成の目的は「わかりやすい情報開示」とする団体が約5割と最も多い。しかし、公表資料は「財務4表のみ」が最も多く、引続き工夫が必要である。

章図表 - 1の通り、財務書類の最も重要な目的について、「財務情報をわかりやすく開示するため」とする団体が48.2%と約半数を占めており最も多くなっている。

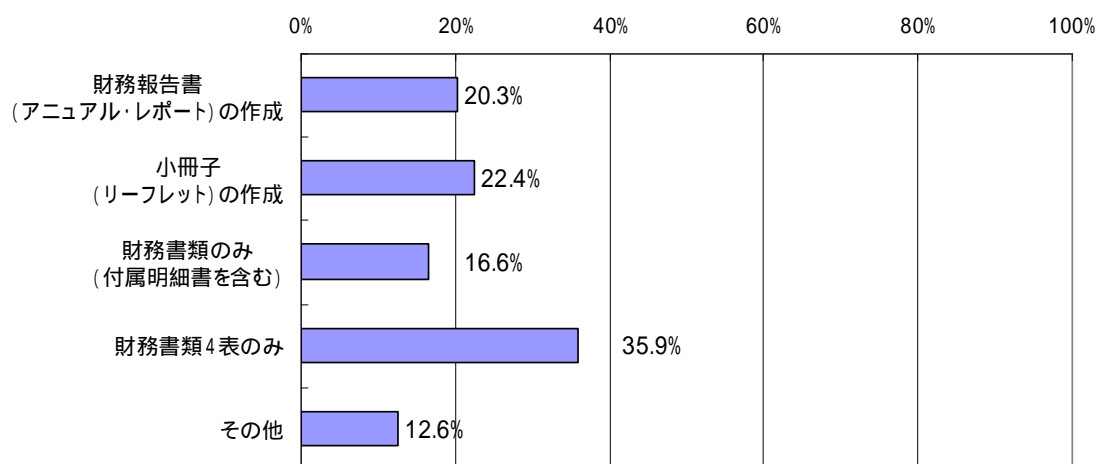
公表方法についてみると、平成20年度決算の財務書類は「ホームページに掲載」が90.1%、「議会で配布」が49.3%、「広報誌に掲載」が35.9%の順に多くなっている。公表資料については「財務4表のみ」が35.9%で最も多く、「小冊子（リーフレット）の作成」が22.4%、「財務報告書（アニュアル・レポート）の作成」が20.3%となっている。

公会計の財務書類は、企業会計とは構成や項目等が全く異なり、聞き慣れない用語も多くある。財務書類4表をホームページに掲載しただけではわかりづらいため、引き続き、公会計の知識がなくても内容を理解することができるような「わかりやすい情報開示」を目的とした公表を工夫する必要がある。

図表 - 1. 平成20年度決算財務書類の公表方法について



図表 - 2. 平成20年度決算財務書類の公表資料について

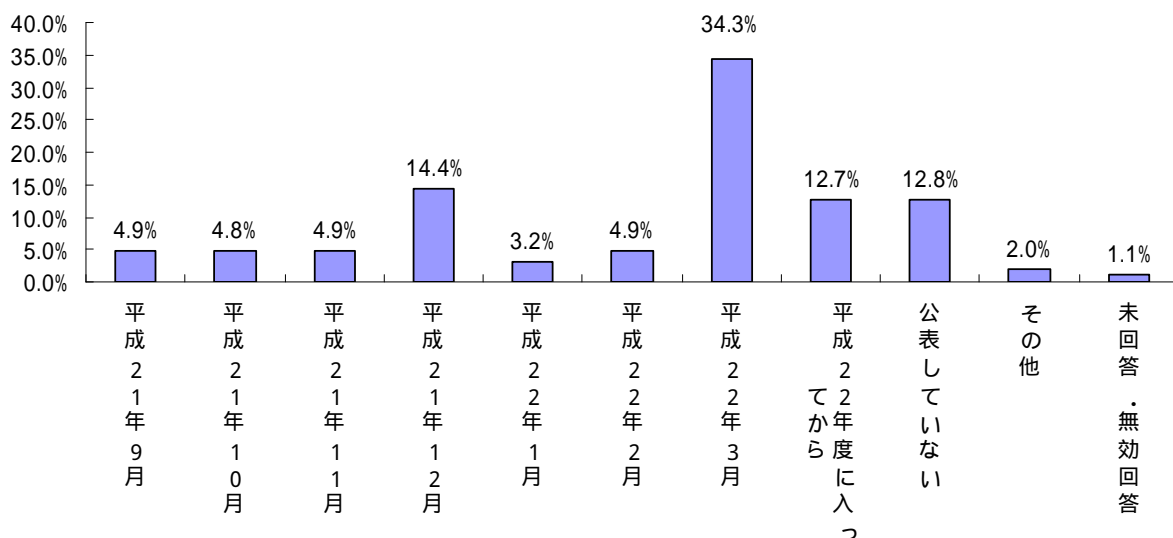


・財務書類の公表時期は、平成 20 年度決算は 3 月が 34.3%と最も多く、平成 21 年度決算の予定は 12 月と 3 月が約 26%とほぼ同じ割合となり、早まる傾向にある。

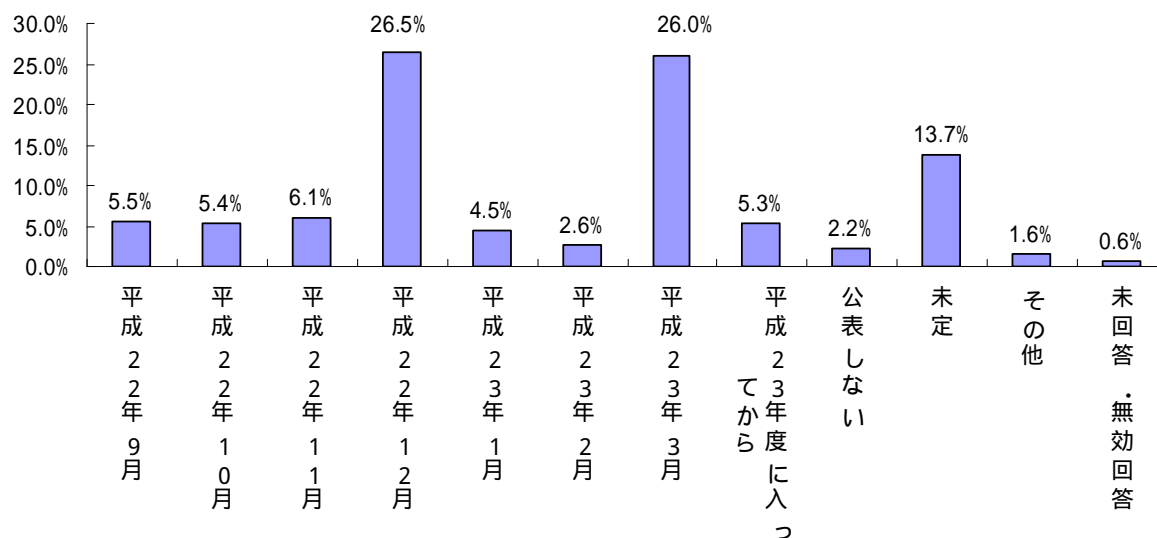
財務書類の公表時期について、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）によると、平成 20 年度決算の財務書類について、平成 21 年秋、町村等一部団体については平成 23 年秋までに公表することが求められている。ところが、平成 20 年度決算の財務書類の公表についてみると、平成 22 年 3 月が最も多く 34.3%、平成 21 年 12 月が 14.4%、平成 22 年度に入ってからが 12.7%となっている。

また、平成 21 年度決算の財務書類の公表予定についてみると、平成 20 年度決算より公表時期を早める団体が増えており、平成 22 年 12 月が最も多く 26.5%、平成 23 年 3 月が 26.0%となっている。平成 20 年度決算の財務書類については作成初年度である団体が多く公表時期が遅れたものの、作成 2 年度目である平成 21 年度決算の財務書類は公表時期が早まる傾向になっている。

図表 - 1 . 平成 20 年度決算の財務諸表（財務書類）の公表時期について



図表 - 2 . 平成 21 年度決算の財務諸表（財務書類）の公表時期について



・全体の約9割の団体が財務書類を作成している。しかし、作成方法は統一されておらず比較ができないため、活用には課題がある。

平成20年度決算の財務書類の作成状況は、総務省改訂モデルが71.1%で最も多く、基準モデル7.8%、総務省方式8.1%、独自方式0.7%となっている。これらを合計すると、財務書類を作成している団体は全体の87.7%となっており、ほとんどの団体が財務書類を作成している。しかし、その作成方法は統一されておらず、総務省が示しているものだけでも「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」、「総務省方式」の3パターンが存在している。また、平成21年度決算の財務書類の作成予定についても、平成20年度決算と同様に複数の作成方法が採用されている。

図表 - 1. 平成20年度決算の財務諸表（財務書類）の作成方法について

		全体	都道府県	政令市	市区	町
制度研究会 報告書方式	基準モデル	74 (7.8%)	0 (0.0%)	3 (25.0%)	58 (9.6%)	13 (4.3%)
	総務省方式改訂モデル	675 (71.1%)	31 (93.9%)	9 (75.0%)	495 (82.1%)	140 (46.5%)
総務省方式		77 (8.1%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	23 (3.8%)	53 (17.6%)
独自方式		7 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.8%)	2 (0.7%)
作成していない		114 (12.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (3.6%)	92 (30.6%)
未回答		2 (0.2%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
計		949 (100.0%)	33 (100.0%)	12 (100.0%)	603 (100.0%)	301 (100.0%)

図表 - 2. 平成21年度決算の財務諸表（財務書類）の作成方法について

		全体	都道府県	政令市	市区	町
制度研究会 報告書方式	基準モデル	99 (10.4%)	1 (3.0%)	3 (25.0%)	65 (10.8%)	30 (10.0%)
	総務省方式改訂モデル	765 (80.6%)	30 (90.9%)	8 (66.7%)	520 (86.2%)	207 (68.8%)
総務省方式		37 (3.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.2%)	30 (10.0%)
独自方式		8 (0.8%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	4 (0.7%)	2 (0.7%)
作成しない		20 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	18 (6.0%)
未定		16 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.5%)	13 (4.3%)
未回答		4 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)	2 (0.3%)	1 (0.3%)
計		949 (100.0%)	33 (100.0%)	12 (100.0%)	603 (100.0%)	301 (100.0%)

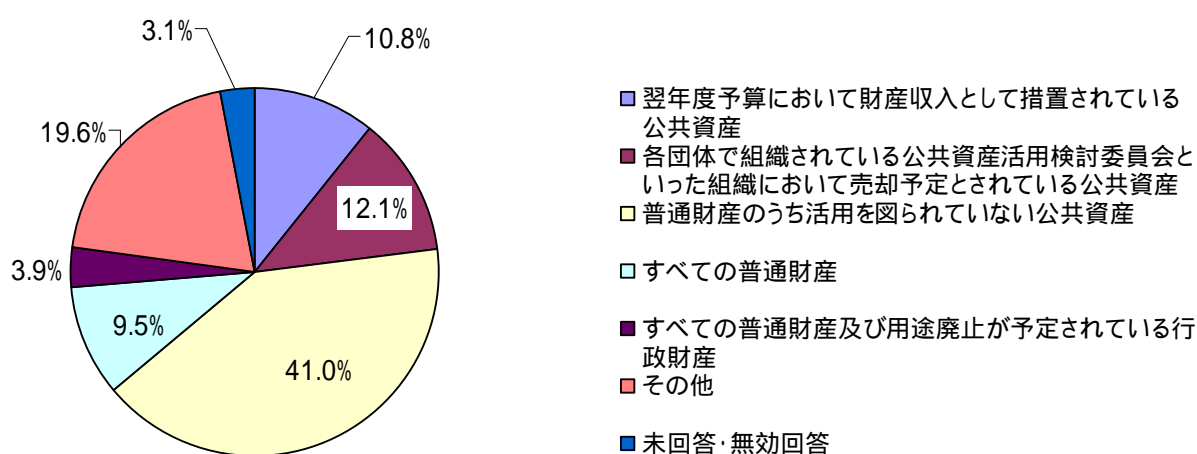
財務書類は、その団体の資産額、負債額や行政運営にあたってかかったコスト等の状況を示すものであり、他団体と比較をすることで初めて、優れた点や改善すべき点が判明するものである。しかし、現在のように作成方法が複数存在する状況下では、他団体と財務書類を比較することができない。また、章で述べるように、ほとんどの団体が採用している総務省方式改訂モデルにおいても、一つのデータについていくつかの代替案が示されているため、比較することができない。そのため、財務書類を作成しても、活用には課題がある。

.採用団体が最も多い総務省方式改訂モデルにおいても、活用には課題が残っている。

章でも述べたように、平成 20 年度決算の財務書類でも最も採用団体が多く、平成 21 年度決算の財務書類でも最も採用予定団体が最も多い総務省方式改訂モデルにおいても、活用には課題がある。総務省方式改訂モデルの作成要領では、一つのデータについていくつかの代替案が示されており、どのデータを採用するかについては各団体の判断に任されている。そのため、団体によってデータの計上方法が異なり、同じ総務省方式改訂モデルに基づいて財務書類を作成しても他団体と正確に比較をすることは難しい。

特に、今回の新公会計の主な目的として挙げられている「資産・債務管理」にあたって重要となる有形固定資産の計上についても団体によって差がみられる。まず、売却可能資産の範囲について、「普通財産のうち活用を図られていない公共資産」が 41.0%で最も多くなっており、「その他」19.6%、「各団体で組織されている公共資産活用委員会といった組織において売却予定とされている公共資産」が 12.1%、「翌年度予算において財産収入として措置されている公共資産」が 10.8%となっている。

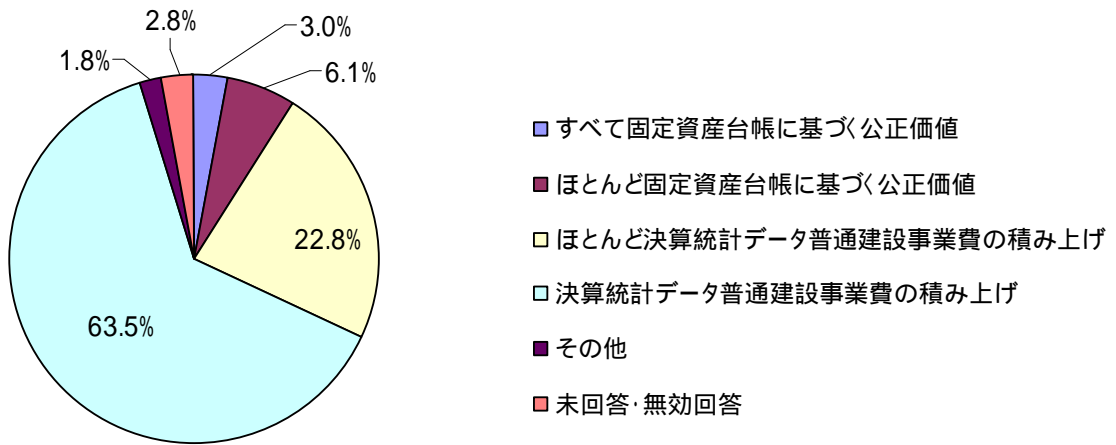
図表 - 1. 売却可能資産の範囲について



次に、有形固定資産の評価について、「決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」が 63.5%、「ほとんど決算統計データ普通建設事業費の積み上げ」が 22.8%となっており、ほとんどの団体が決算統計データを使用している。作成要領では、原則公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物について再調達価額で評価することになっており、固定資産台帳の整備が必要となる。しかし、章で述べたように、半数以上の団体で固定資産台帳が整備されていないため、有形固定資産については決算統計データを使用せざるを得ないと考えられる。

このように、同じデータについて数値の計上方法が複数ある状況となっている。

図表 - 2 . 有形固定資産の評価について



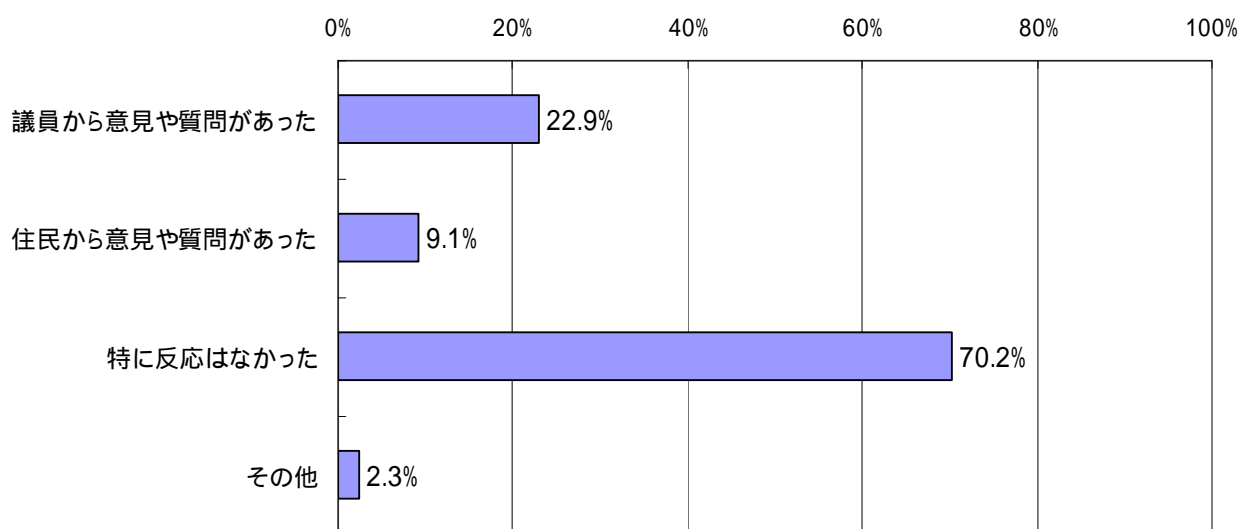
決算統計データ普通建設事業費：決算統計とは、毎年度総務省に報告する「地方財政状況調査表」のことで、全国の地方公共団体の決算状況を統一的に比較するため、共通した計算方法によって作成する普通会計ベースの決算資料。決算統計の中の普通建設事業費は、有形固定資産取得に係る経費である。このデータの積み上げを財務書類の有形固定資産として計上していることは、売却資産や無償譲渡資産等が反映されていないため、実態と異なった額が計上されていることになる。

・財務書類への反応が「特になかった」団体は約7割と大半で、「議員から意見や質問があった」団体は約2割にとどまっている。なお、財務書類の監査を実施していない団体は約8割と大半を占めている。

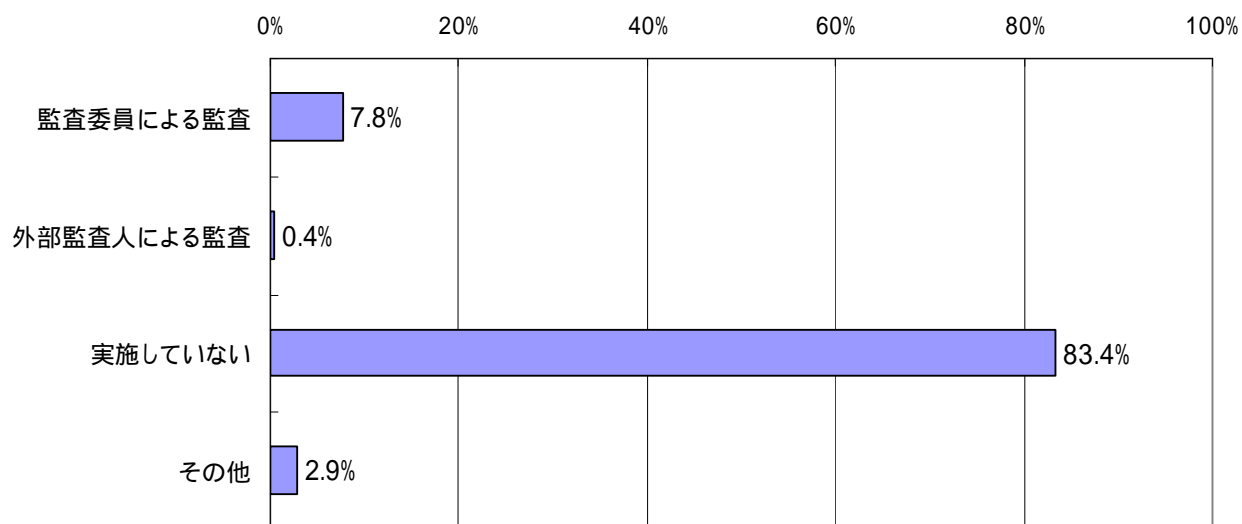
財務書類を公表して、「特に反応はなかった」団体が70.2%で大半となっており、「議員から意見や質問があった」団体は22.9%にとどまっている。章で述べたように、約半数の団体が財務書類を議会で配布しているにも関わらず、議員からの反応は低い。現状、公表資料が財務4表のみであることなど、公表の仕方にも工夫は必要である。しかし、住民の代表である議員は、財務書類から把握することができるストックの情報や減価償却費、退職手当引当金など現金の支出がないコストの情報から得られる財政状況についても把握しておく必要がある。そのため、財務書類に対しても、より関心を持つことが必要である。

また、財務書類の監査を「実施していない」団体が83.4%で8割を超えている。平成21年度決算の財務書類についても「予定なし」67.4%、「未定」19.9%となっている。監査の実施は法的な根拠はないが、財務書類には情報の質を担保することが求められる。今後は、監査の実施を検討する必要もあると考えられる。

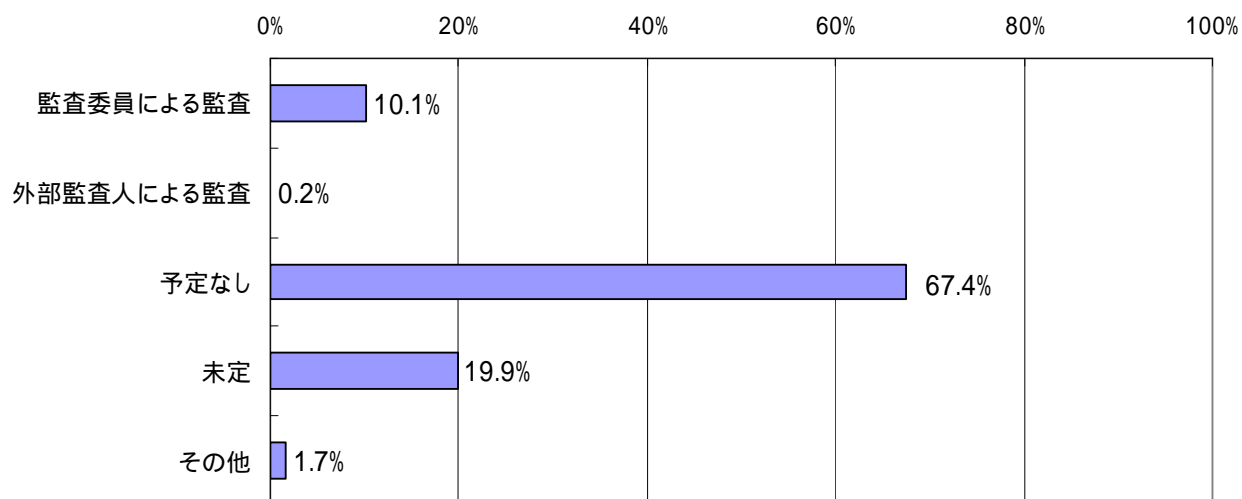
図表 - 1. 財務書類への反応について（全体）



図表 - 2 . 平成 20 年度決算の財務書類の監査について (全体)



図表 - 3 . 平成 21 年度決算の財務書類の監査実施予定について (全体)



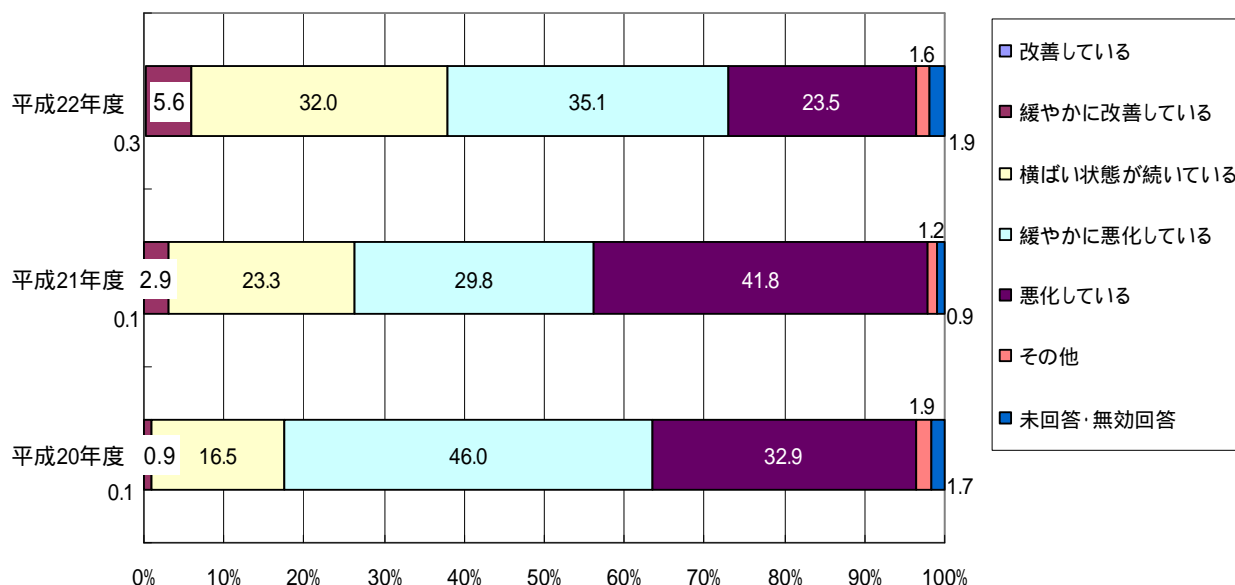
- ・ 地方財政が現在「悪化している」とする団体は約 2 割で昨年度より低下している。平成 23 年度の地方財政の状況については「横ばい」が約 4 割で最も多い。

地方財政の現状について、「緩やかに悪化している」と考える団体が 35.1%で最も多く、「横ばい状態が続いている」32.0%、「悪化している」23.5%となっている。悪化していると考える団体は昨年度の 41.8%から 18.3 ポイント減少している。地域別にみると、「悪化している」と考えている団体は近畿地方で最も多く 34.6%、東海地方で 27.5%、九州・沖縄地方で 26.1%となっている。いずれの地方においても、「改善している」または「緩やかに改善している」と考える団体より「緩やかに悪化している」または「悪化している」と考える団体が大きく上回っており、地方財政の厳しさをあらわしている。

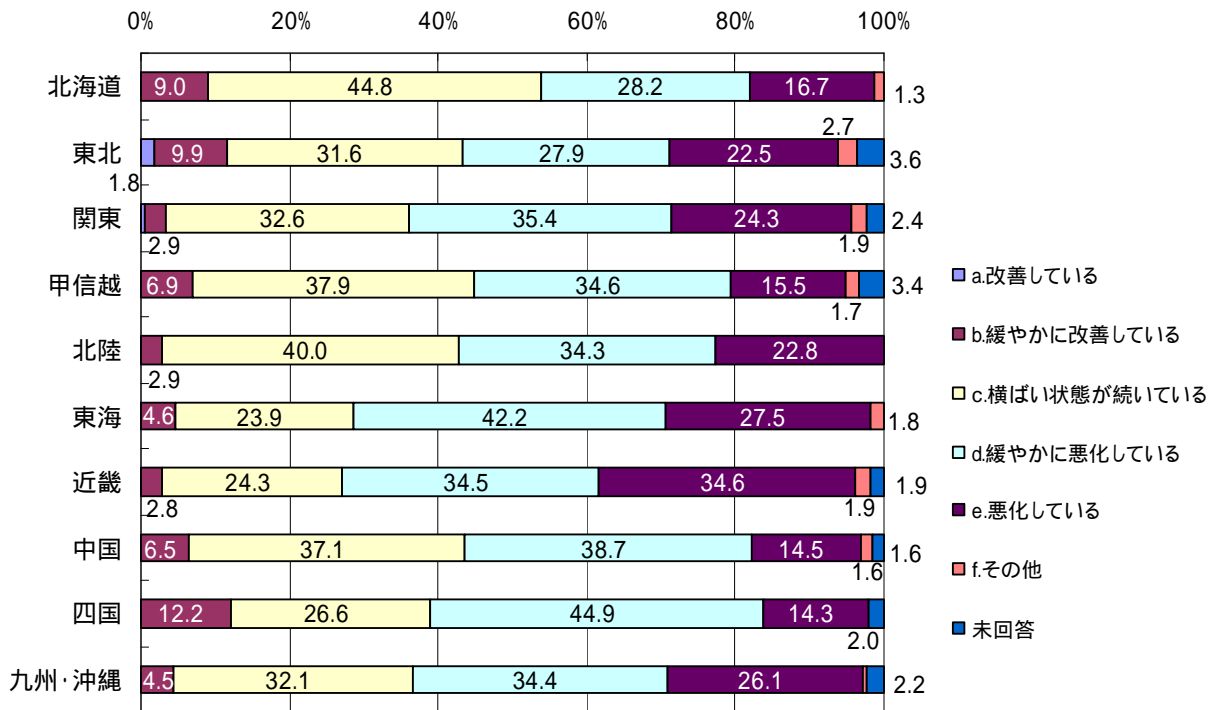
また、平成 23 年度の地方財政について、「横ばい状態が続く」と考える団体が 40.5%で最も多く、「緩やかに悪化する」33.6%、「悪化する」16.4%となっている。地域別にみると、四国地方で「緩やかに悪化する」または「悪化する」と考えている団体が最も多く 61.2%となっている。平成 23 年度についても、「改善する」または「緩やかに改善する」と考える団体より「緩やかに悪化する」または「悪化する」と考える団体が大きく上回っており、今年度に続き地方財政が厳しくなることが予想されている。

なお、地方財政に最も影響を及ぼすと考えられる根拠について、「税金」が昨年度に続き最も多く 85.5%で過半数を占めている。次に「地方交付税」52.4%、「行政需要」26.2%となっている。地方自治体では、行政運営におけるコスト削減に努めているものの、税金や地方交付税といった歳入の影響が特に大きいとみられる。

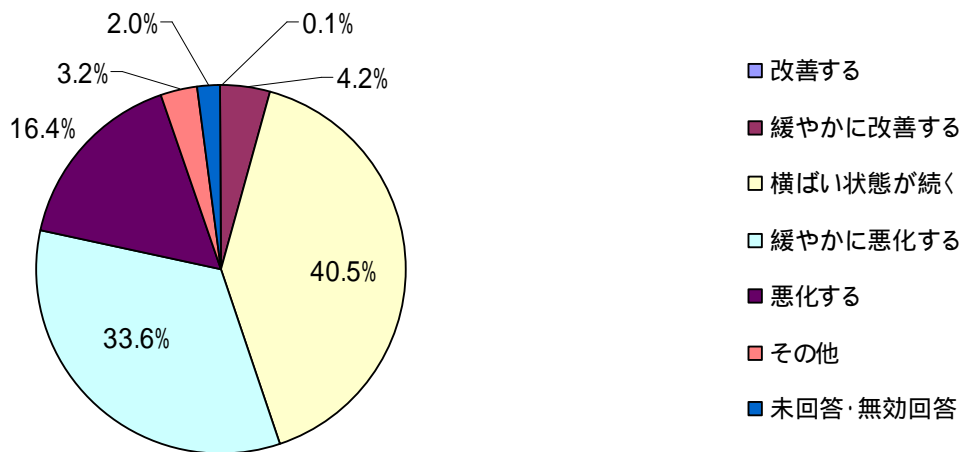
図表 - 1. 地方財政の現状について



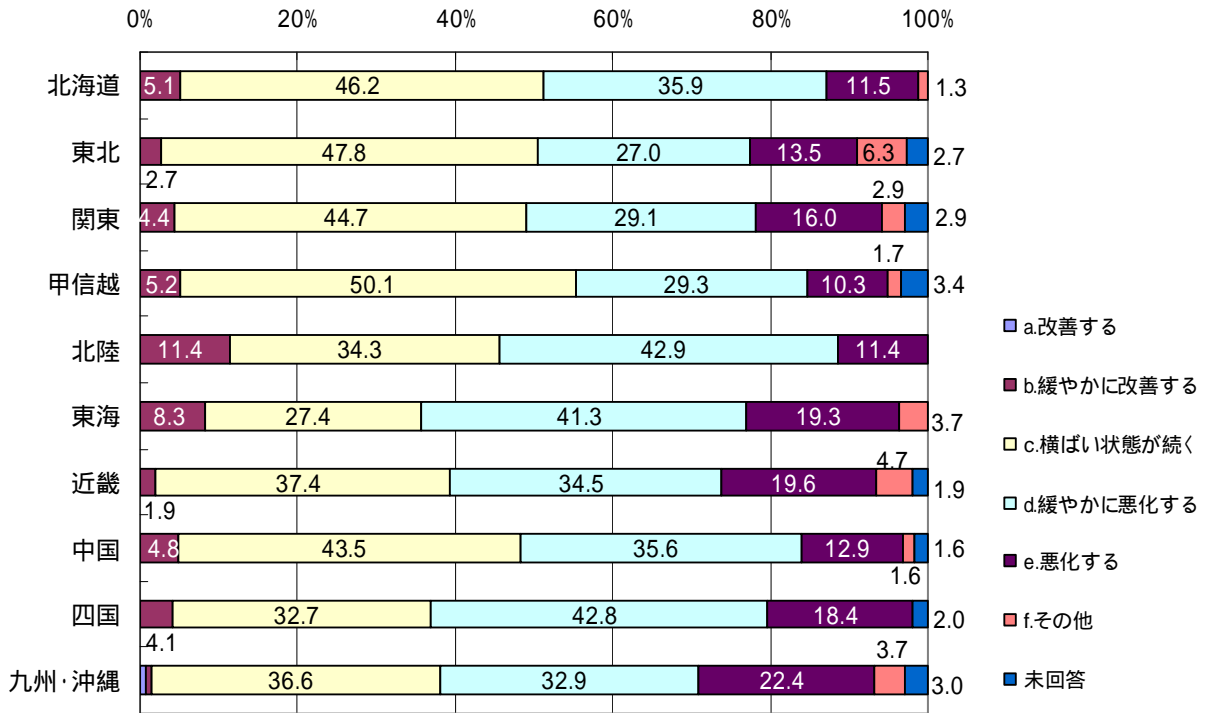
図表 - 2 . 地方財政の現状について（地域別）



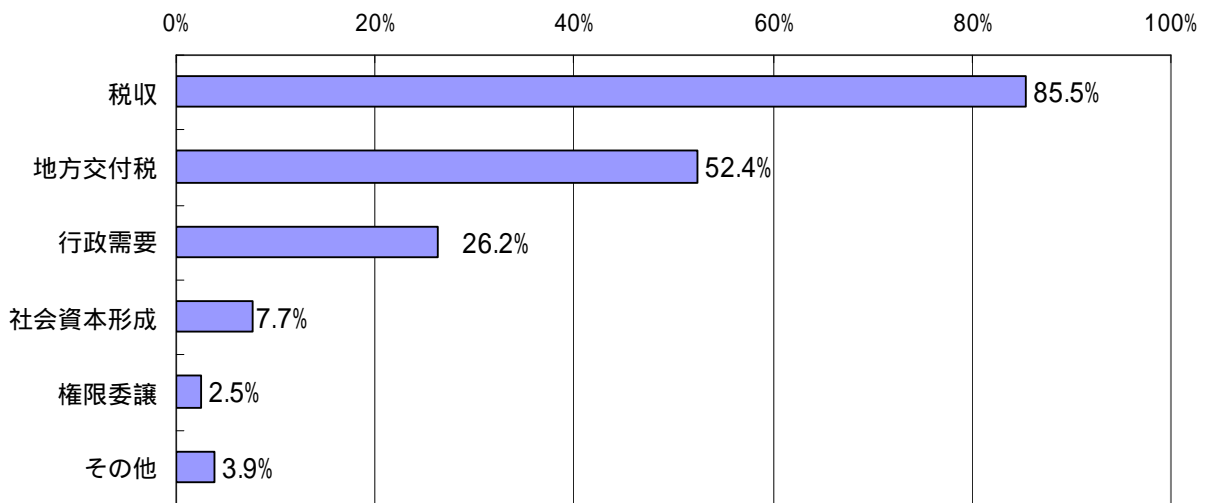
図表 - 3 . 平成 23 年度の地方財政について



図表 - 4 . 平成 23 年度の地方財政について（地域別）



図表 - 5 . 地方財政に最も影響があると考えられる根拠について



．今後の課題

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)及び「公会計の整備推進について」(平成19年10月17日付け総務省自治財政局長通知)は、一部の団体を除き平成21年度までの財務書類の整備または必要な情報の開示を要請している。本調査の結果からは87.7%の団体が財務書類を作成し、そのうち71.4%が平成21年度中に公表していることが明らかとなった。これまでは財務書類の作成・公表が一部の団体に限られていたことを考えると、我が国の地方公会計制度は新たな局面を迎えようとしている。平成22年9月には総務省に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が発足した。研究会においても、このような状況を踏まえて、東京都会計基準、国際公会計基準、国の公会計の動向を踏まえた推進方策が議論されている。

このように我が国の地方自治体においては財務書類の作成・公表が進みつつある。しかし、財務書類の作成・公表が進むにつれて新たな課題も明らかになってきた。

第1に理解可能性である。本調査では財務書類の最も重要な目的について、「財務情報をよりわかりやすく開示するため」という回答が48.2%と最も高かった。しかし、開示した財務書類の反応については、「特に反応がなかった」という回答が70.2%となっている。現状では財務諸表を開示しても住民や議会からの理解があまり得られていない様子が伺える。平成20年度決算財務書類の公表方法については、財務報告書や小冊子などの説明資料を公表している団体は約20%であった。理解可能性を高めるためには、まずはこのような財務書類の理解を促すような公表方法が必要になってくるだろう。また、それには地方自治体の職員が地方公会計に対する理解を深めることが前提となる。そのためには職員の公会計教育も必要になるだろう。さらに、情報の受け手側である議員や住民のレベルアップも必要になってくる。

第2に信頼性である。地方自治体の財務書類では一般に有形固定資産のプレゼンスが大きい。本調査では有形固定資産の評価について、86.4%の団体が過去の決算額の積み上げに基づいて評価していることがわかった。そのため、現状では財務書類の有形固定資産の金額が実態と乖離しており、信頼性の面で問題があると言える。固定資産台帳については9.5%の団体しか整備されておらず、55.5%の団体が整備完了時期が未定であった。固定資産台帳整備の課題については、半数以上の団体が「過去の資料がない」「整備に必要な職員が足りない」と回答している。財務書類の信頼性を向上させるためにはこの点を中心に解決していく必要があるだろう。

第3に情報の質の担保である。本調査では平成20年度決算財務書類の監査について、83.4%の団体が「実施していない」という回答であった。そのため、現状では財務書類の情報の質が担保されていないと言える。ただし、現行の監査制度では専門性や独立性の点で財務書類の監査が難しい面もある。総務省・地方財政検討会議では、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」(平成22年6月)において現行の監査制度の抜本的な改革を提言している。現行の監査制度を抜本的に改めるとともに、その際には財務書類を監査対象にしていくことが必要になってくるだろう。

以上の課題を踏まえ、地方公会計の一層の推進が図られることが望まれる。

【公益財団法人 日本生産性本部 自治体マネジメントセンター】

自治体マネジメントセンターでは、1997年に神奈川県藤沢市をモデルに「決算統計に基づいた企業会計的分析手法 研究報告書」を公表して以来、これまで延べ約200団体のバランスシートや行政コスト計算書などの財務書類の作成・分析、事業コストの分析など企業会計的決算手法の導入を支援してきました。また、多くの団体でバランスシート等の作成そのものが目的化している現状を踏まえ、平成16年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行い具体的な活用方法を示しています。本調査では「安定性」「自立性」「柔軟性」「生産性」「資本蓄積度」「世代間公平性」の6つの視点を設定し、視点別の評価と総合評価をしています。今年で第5回目（平成22年8月18日発表）となり、主な調査結果は以下の通りです。

【総合評価】 平成19年度決算バランスシート・行政コスト計算書対象

道府県・・・1位 愛知県、2位 山梨県、3位 沖縄県

市区・・・1位 愛知県刈谷市、2位 東京都江戸川区、3位 愛知県小牧市

町・・・1位 長野県軽井沢町、2位 愛知県三好町、3位 愛知県大口町

平成20年度決算財務書類の全国比較は平成23年3月発表予定です。

また、「経営品質向上プログラム」を中心に、行政評価、人材開発などの活動を展開しています。さらに、「JPCトータル・システム診断」を行っております。当診断では、貴団体のマネジメント・システムを診断します。当本部では各種計画、予算、人事、行政評価、目標管理制度などの制度や仕組みをマネジメント・システムと呼んでいます。現状のマネジメント・システムを診断し、各マネジメント・システムが連携して全体として機能する状態＝トータル・システムを構築するための課題と解決策を提示します。

TEL：03-3409-1118 FAX：03-5485-7750 Mail:public@jpc-net.jp

ホームページ：http://consul.jpc-net.jp/jichitai/index.html